

○防衛省告示第三百三十七号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和元年防衛省告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

令和元年九月二十六日

防衛大臣 河野 太郎

第一号の表対象防衛関係施設の区域の項及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

対象防衛関係施設 の区域	東京都新宿区	市谷本村町及び市谷左内町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
-----------------	--------	---------------------------------

<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p>	<p>東京都新宿区</p>	<p>市谷本村町、荒木町（次の図面に示す部分に限る。）、市谷加賀町一丁目及び二丁目、市谷砂土原町一丁目及び二丁目、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町一丁目及び二丁目、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷薬王寺町、片町、三栄町（次の図面に示す部分に限る。）、住吉町（次の図面に示す部分に限る。）、納戸町、本塩町（次の図面に示す部分に限る。）並びに四谷坂町</p>
	<p>東京都千代田区</p>	<p>九段北四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五番町</p>

（「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第二号の表対象防衛関係施設の区域の項及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

--	--	--

対象防衛関係施設 の区域	北海道札幌市中 中央区	南二十四条西十丁目、南二十五条西十丁目、南二十六条西十丁目、南二十七条西七丁目から九丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び十丁目並びに南二十八条西九丁目及び十丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	北海道札幌市豊 平区 北海道札幌市中 中央区	中の島一条八丁目から十一丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 南二十二条西八丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十一丁目まで、南二十三条西八丁目から十二丁目まで、南二十四条西七丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで、南二十五条西七丁目（次の図面に示す部分に限る。）から十二丁目まで、南二十六条西七丁目から十三丁目まで、南二十七条西七丁目から十三丁目まで、南二

		<p>十八条西七丁目から十二丁目まで及び南二十九条西八丁目から十二丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで</p>
	<p>区 北海道札幌市南</p>	<p>南二十条西八丁目（次の図面に示す部分に限る。）</p>

（「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第三号の表対象防衛関係施設の区域の項中「南目館一番」を「南目館」に改め、同表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

<p>対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域</p>	<p>宮城県仙台市宮 城野区</p>	<p>東宮城野、萩野町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、銀杏町（次の図面に示す部分に限る。）、五輪二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、苦竹一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に</p>
--------------------------------------	------------------------	--

	宮城県仙台市若林区	卸町三丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		限る。）から四丁目まで並びに南目館

（「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第四号の表対象防衛関係施設の区域の項及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

	対象防衛関係施設の区域	
	東京都練馬区	大泉学園町九丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	埼玉県朝霞市	岡及び溝沼（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
埼玉県和光市	東京都練馬区	埼玉県朝霞市
<p>広沢（次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>大泉学園町七丁目から九丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	<p>岡（次の図面に示す部分に限る。）、溝沼（次の図面に示す部分に限る。）、栄町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに膝折（次の図面に示す部分に限る。）</p>
埼玉県新座市	埼玉県和光市	<p>西大和団地、本町及び広沢（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>新塚（次の図面に示す部分に限る。）</p>		

	埼玉県新座市	新塚及び新塚一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
--	--------	------------------------------

（「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第五号の表対象防衛関係施設の区域の項及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設		対象防衛関係施設に係る対象施設周
兵庫県伊丹市	兵庫県川西市	緑ヶ丘七丁目（次の図面に示す部分に限る。）	兵庫県伊丹市
	久代五丁目（次の図面に示す部分に限る。）		五丁目、緑ヶ丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（
			五丁目、緑ヶ丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目、四丁目及び
			五丁目、緑ヶ丘二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目（

辺地域	
兵庫県川西市	
久代二丁目から四丁目まで (いずれも次の図面に示す部分に限る。) 及び五丁目	次の図面に示す部分に限る。() から七丁目まで並びに東野一丁目、二丁目 (次の図面に示す部分に限る。)、三丁目 (次の図面に示す部分に限る。) 及び四丁目 (次の図面に示す部分に限る。)

(「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)

第六号の表対象防衛関係施設の区域の項中「東町一丁目一番地 (次の図)」を「東町一丁目及び二丁目 (いずれも次の図面)」に改め、同項の図面を次のように改める。

(「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)

第六号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

--	--	--

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	熊本県熊本市東	尾ノ上二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。） （山ノ内一丁目及び三丁目、山ノ神一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 佐土原一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 花立五丁目（次の図面に示す部分に限る。） 東町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。） まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。） 健軍本町（次の図面に示す部分に限る。） 新外三丁目（次の図面に示す部分に限る。） 錦ヶ丘（次の図面に示す部分に限る。） 並びに榎町（次の図面に示す部分に限る。）
---------------------	---------	---

（「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第七号の表対象防衛関係施設の区域の項中「船越町七丁目七十三番地（）」を「船越町七丁目及び浦郷町一丁目（いずれも）」に改め、同項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第七号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項中「（次の図面に示す部分に限る。）」、船越町六丁目（次の図面に示す部分に限る。））、船越町七丁目（次の図面に示す部分に限る。））、船越町八丁目一番地から三番地まで、五番地（次の図面に示す部分に限る。））から十四番地まで、十六番地から十九番地（次の図面に示す部分に限る。））まで、二十一番地及び二十三番地（次の図面に示す部分に限る。））から三十番地まで、浦郷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。））並びに浦郷町二丁目（「を」及び六丁目から八丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。））並びに浦郷町一丁目及び二丁目（いずれも「に改め、同項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第八号の表対象防衛関係施設の区域の項中「西逸見町一丁目無番地（「を」西逸見町一丁目、吉倉町一丁目及び東逸見町一丁目（いずれも「に改め、同項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第八号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項中「（次の図面に示す部分に限る。））、汐入町五丁目（次の図面に示す部分に限る。））、西逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。））、東逸見町一丁目

(次の図面に示す部分に限る。)、吉倉一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、安針台一番地から四番地(次の図面に示す部分に限る。)、七番地及び八番地、長浦町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、並びに長浦町二丁目(「及び五丁目(いずれも次の図面に示す部分に限る。)、西逸見町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、東逸見町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、吉倉町一丁目(次の図面に示す部分に限る。)、並びに長浦町一丁目及び二丁目(いずれも「に改め、同項の図面を次のように改める。))

(「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)

第九号の表対象防衛関係施設の区域の項中「余部下千百九十番地」を「余部下」に改め、同項の図面を次のように改める。

(「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)

第九号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項の図面を次のように改める。

(「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)

第十号の表対象防衛関係施設の区域の項中「大湊町四番(次の図)」を「大湊町(次の図面)」に改め、同項

の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第十号の表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項中「桜木町一番から十三番（次の図面に示す部分に限る。）まで、十四番から十六番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び十七番（次の図面に示す部分に限る。）から二十番まで、宇田町一番（次の図面に示す部分に限る。）、九番から十二番（次の図面に示す部分に限る。）まで、十四番（次の図面に示す部分に限る。）、十六番から二十番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び二十一番、大湊大近川（次の図面に示す部分に限る。）並びに」を「桜木町（次の図面に示す部分に限る。）、宇田町（次の図面に示す部分に限る。）、大湊大近川（次の図面に示す部分に限る。）及び」に改め、同項の図面を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。）

第十一号の表対象防衛関係施設の区域の項中「平瀬町十八番」を「平瀬町」に改め、同表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項中「今福町一番から三番（次の図面に示す部分に限る。）まで及び五番から七番まで、矢岳町一番、二番及び六番、泉町一番及び二番並びに上町八番」を「今福町（次の図面に示す部

分に限る。）、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町（次の図面に示す部分に限る。）及び上町（次の図面に示す部分に限る。）」に改める。

第十二号の表対象防衛関係施設の区域の項中「幸町八番」を「幸町」に改め、同表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項中「幸町一番（次の図面に示す部分に限る。）及び五番から九番まで、青山町六番から十一番まで、宮原二丁目一番から三番まで、宮原三丁目一番、二番及び四番から六番まで、宮原四丁目一番から十四番まで並びに」を「幸町（次の図面に示す部分に限る。）、青山町（次の図面に示す部分に限る。）、宮原二丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び」に改める。

第十三号の表対象防衛関係施設の区域の項中「浅間町一丁目五番地」を「浅間町一丁目」に改め、同表対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項を次のように改める。

対象防衛関係施設 に係る対象施設周 辺地域	東京都府中市	浅間町一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、 若松町二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、 並びに緑町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る）
-----------------------------	--------	---



。)
)

(「次の図面」は、省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。)